

## 第10章 税理士

### 第1節 税理士制度の沿革

我が国における税務代理に関する専門的職業家制度は、昭和17年に戦時下の税務行政の適正な運営を図る見地から「税務代理士法」が制定され制度的に確立した。その後、シャープ勧告等を受けて納税義務を適正に実現すること等の見地から、昭和26年に従来税務代理士法に代えて、新たに「税理士法」が制定された。以後、昭和31年、昭和36年、昭和55年及び平成13年等に数次の改正が行われ現在に至っている。

特に平成13年の改正は、経済取引の急速な国際化、電子化・情報化の進展に伴い、税理士に対する納税者等の要請が複雑化・多様化してきているため、規制緩和の要請も踏まえつつ、納税者利便の向上に資する信頼される税理士制度の確立を目指す観点から、①税理士法人の創設、②税理士試験の受験資格要件の緩和、③試験科目の免除制度の見直し、④税理士が裁判所において補佐人となる制度の創設、⑤税理士法第33条の2の書面添付における意見聴取制度の拡充等の21年ぶりの大幅な改正となり、平成14年4月1日から施行されている。

### 第2節 税理士会・税理士の指導監督

納税義務の適正な実現を図ることを使命とする税理士業務は極めて公共的性格が強く、この税理士業務の遂行いかに納税者、税務行政に及ぼす影響は極めて大きい。

そのため、税理士業務の適正な運営が確保されるよう、財務大臣あるいは国税庁長官に日本税理士会連合会、税理士会及び税理士に対する指導監督権限が認められている。

この指導監督権限に基づき、日本税理士会連合会、税理士会及び税理士業務の適正な運営が確保されるよう、必要に応じ、これらの団体等から報告を徴し、その業務運営等に関し適切な指導監督を行うほか、非行税理士やにせ税理士に対する取締りに努めている。

### 第3節 書面添付制度

書面添付制度は、税理士が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対し、添付された書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならないという制度である。

国税庁においては、税務執行の一層の円滑化・簡素化を図っていくため、書面添付制度の一層の普及・定着を図る必要があることから、日本税理士会連合会と協調して、その普及等に取り組むこととしている。